

会員事業所のみなさまへ

持続化給付金とは、国（中小企業庁所管）の支援策として新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。

売上が、対前年同月比50%以上減少している事業所に対し、昨年1年間の売上からの

減少分を上限として、最大で法人200万円、個人事業者100万円が給付されます。

◆詳細は <https://www.jizokuka-kyufu.jp/overview/> をご覧ください。

なお、受給申請はWeb上での電子申請が基本となっております。

以下より申請をお願いいたします。

【申請先アドレス】 https://www.jizokuka-kyufu.jp/procedures_flow/

また、電子申請をご自身で行うことが困難な方のために「申請サポート会場」が全国各地において中小企業庁から委託を受けた事業者により開設されました。

和歌山市域※では、和歌山商工会議所会館（3階）に開設されました。

※県内他地域でも、順次開設されていく予定です。

<和歌山市会場>

- ・ 場 所：和歌山商工会議所会館 3階(和歌山市西汀丁36番地)
- ・ 期 間：5月14日(木)～6月30日(火)[土日も対応しております]
[必要に応じて期間を延長]
- ・ 時 間：9:00～17:00(受付終了は16:30)

【窓口のご利用は完全予約制となっておりますのでご注意ください】

- ・ Web 予約：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/support/>（中小企業庁）
- ・ 電話予約(自動)：5月19日(火)から受付開始

※申請サポート会場受付専用ダイヤルは以下よりご確認ください。

(<https://www.jizokuka-kyufu.jp/support/>)

なお、上記の電話予約(自動)が開始されるまでの間、和歌山市会場に関する電話予約について和歌山商工会議所が代行(オペレーター対応)します。

<和歌山商工会議所が対応する電話予約>

- ・ 期 間：5月13日(水)～5月18日(月)[※土日も対応]
- ・ 時 間：9:00～17:00

- ・電話番号（専用回線）：① 080-8947-1944
- ② 080-8517-5303
- ③ 080-1485-3654
- ④ 080-1467-2344